


# 監事監査報告書

令和8年6月11日

学校法人 沖縄国際大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 沖縄国際大学

監事 佐喜真 裕 

監事 山ノ端 裕哉 

私たち学校法人沖縄国際大学の監事は、私立学校法第52条第1号及び学校法人沖縄国際大学寄附行為第30条に基づき、学校法人沖縄国際大学の令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会に出席するほか、理事及び職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本法人の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法令及び学内諸規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われるための体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の執行の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 理事の業務執行の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果  
会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上